

「福岡県障がい福祉サービス指導室オフィス改革事業」業務委託事業者選定要領

1 趣旨

この要領は「福岡県障がい福祉サービス指導室オフィス改革事業」業務に係る提案企画の審査及び受託事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 選定機関

提案企画の審査及び受託事業者の選定は、「福岡県障がい福祉サービス指導室オフィス改革事業」業務受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 評価対象項目および配点

評価対象項目および各項目の配点は下表のとおりとする。

評価対象項目	配点
1 業務実施体制・スケジュール ・事業遂行のために必要な実施体制がとれているか。 ・業務実施スケジュールを適切かつ具体的に設定しているか。 ・発注者からの依頼に臨機応変に対応できるか。	30 点
2 レイアウト ・本事業の目的を効果的に達成できる提案内容になっているか。	30 点
3 独自提案事項 ・業務目的を達成するにあたり、独自性があり、効果的な提案となっているか。	20 点
4 業務実績 ・過去に類似の業務実績があり、経験豊富であるか。	10 点
5 見積価格の効率性 ・経費の内訳が効率的な見積もりとなっているか。	10 点
合計	100 点

4 評価方法

- （１）委員会の各委員は、提出された企画書を確認し、「３ 評価項目および配点」の項目ごとに、下表に基づいて評価・採点をする。
- （２）事務局は、全委員の点数を合算し総合得点を算出する。

基準	10 点満点	20 点満点	30 点満点
極めて優れている	10	20	30
優れている	7	15	22
普通である	5	10	15
不十分	2	5	7
極めて不十分	0	0	0

5 選定

- (1) 企画提案書の内容について、委員会を構成する委員毎に「4 評価方法」の配点に基づき採点し、すべての委員の得点が 60 点以上であった者のうち、最も優れた提案を行った事業者を受託事業候補者とし、次に優れた提案を行った事業者を次点候補者として選定する。
- (2) 上記(1)の結果、最高点が複数者あった場合は、委員会の協議により 1 者を受託事業候補者として選定し、次に優れた提案を行った事業者を次点の候補者として選定する。
- (3) 提案事業者が 1 者のみであった場合は、各委員の得点が 60 点以上であることをもって、当該 1 者を受託事業候補者とする。
- (4) 県は、受託事業候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内である場合、当該事業者を契約の相手方と決定する